

大和市告示第92号

大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和元年9月30日

大和市長 大 木 哲

大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱（平成18年大和市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第3条中「に該当」を「のいずれにも該当」に改め、同条第3号中「、一応」を「一応」に、「又は倒壊」を「若しくは倒壊」に改める。

第4条中「64,800円」を「66,000円」に改める。

第5条第1項中「この補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）」を「申請者」に改め、同条第2項中「かかわらす」を「かかわらず」に、「もの」を「者」に改め、同項第2号中「前項」を「前号」に、「者」を「もの」に改める。

第7条中「に規定する」を「の規定による」に、「受付した」を「受け付けた」に改める。

第10条中「による」を「により行う」に改める。

第11条中「補助金の交付決定をうけた者は、交付決定後2ヶ月」を「補助事業者は、第7条の規定による交付決定の後2月」に改める。

第12条中「報告書」を「前条の規定による報告」に、「申請者」を「補助事業者」に改める。

第13条中「確定通知」を「通知」に、「申請者」を「補助事業者」に改める。

第14条中「請求書が適当と認める」を「提出があった」に改める。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

第17条の見出しを「（委任）」に改め、同条を第16条とする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第4条の規定は、施行日以後に交付の申請が行われた補助金について適用し、施行日前に交付の申請が行われた補助金については、なお従前の例による。